

東京都エイズ対策基本方針

4 衛 福 結 第 203 号

平成4年7月3日知事決定

9 衛 福 工 第 65 号

平成9年5月29日改正

11 衛 福 工 第 317 号

平成12年3月17日改正

1 エイズをとりまく状況

HIVの感染拡大は世界的に深刻な状況にあり、全国的にも東京都においてもHIV感染者は増加の一步をたどっている。一方、エイズに関する相談・検査件数は減少し、危機感の低下が懸念される中で、法に基づいて把握されている数の何倍もの潜在感染者が感染に気づかず生活していると推定されている。

HIV感染症は、まだ決定的な治療法は確立していない。しかし、最近では様々な薬の開発によって、発症を遅らせることができるようになり、また、医療事故時の予防投薬の可能性も見え始めている。感染予防に加えて早期発見、早期治療がますます重要になっており、療養期間の長期化に伴い感染者への支援もこれまで以上に求められている。

HIV感染者が集中している東京都では、感染した人たちも安心して生活できる体制を整えるとともに、新たな感染をできる限り防止するよう、社会全体で取り組んでいく必要がある。

2 エイズ対策の基本的考え方

エイズ対策は、保健・医療だけでなく、教育、労働、福祉、文化など様々な分野にわたる総合行政である。東京都では、次のことを目標として、区市町村とも協力しながら全庁をあげて推進していく。

(1) 感染拡大の防止

HIV感染症は、予防行動をとらなければ、だれもが感染する可能性がある。しかし、正しい知識と行動により、確実に予防することが可能である。都民の一人ひとりがこの病気を正しく理解し行動することによって、感染の拡大を防止していく。

(2) 医療の確保と感染者への支援

HIV感染者が安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制を確保する。また、保健・医療・福祉の連携を図り、相談から在宅での療養支援までを総合的に行っていく体制を整える。

(3) 偏見のない社会づくり

エイズに対しては、職場や学校、地域などで、差別や偏見が依然として存在している。HIVに感染した人たちが生活していく上で大きな障害であり、これを解消することがエイズ対策上も重要な課題である。だれもが正しい認識のもとに、感染者に対して理解ある行動をとることによって、偏見のない社会をつくりあげていく。

3 施策の体系

(1) 普及・啓発活動の強化

感染予防と、感染者が安心して生活できる社会の実現に向けて、あらゆる機会をとらえて、最新情報に基づく効果的な普及・啓発活動を実施する。

ア 様々な広報媒体を活用して、効果的な普及・啓発活動を実施するとともに、東京都エイズ予防月間に、重点的なキャンペーンを展開する。

イ 小・中学校、高等学校等において、教育課程に位置づけ、エイズ教育を行う。

ウ 家庭や地域社会で、地域保健活動や社会教育活動などを通じて、エイズに関する普及・啓発活動を実施する。

エ 企業等に対して、エイズに関する方針の確立、プライバシーの保護と差別のない雇用管理、社内教育などの取組を行うよう働きかける。

オ 青少年、外国人、海外渡航者、同性愛者、風俗関連営業の従事者及び利用者など、対象別に効果的な普及・啓発を行う。

(2) 相談・検診体制の充実

ア プライバシーの保護に配慮しつつ、都民が気軽に安心してエイズ相談が受けられる体制を整備する。

イ 早期発見、早期治療に結びつくように、感染不安のある都民が受けやすい検査体制を整備する。検査時には、相談を充実するとともに、正しい知識の啓発に努める。

(3) 医療体制の整備

ア エイズ診療協力病院の確保と相互の連携を進めるとともに、一般医療機関とのネットワーク化を図り、地域の医療機関でのエイズ診療への取組を推進する。

イ エイズ診療を進めるため、医療機関への支援と医療従事者への意識啓発を行う。

(4) 療養支援体制の確保

ア 保健所を中心とした保健・医療・福祉の連携を強化し、HIV感染者の在宅での療養を支援する体制を整える。

イ HIV感染者や家族の不安を軽減し、心理的・社会的なサポートを行う体制を確保する。

(5) 調査・研究の充実

ア 効果的な施策実施に反映できるよう、対策推進に必要な調査・研究を充実する。

イ 都民のニーズを把握するため、定期的に意識調査を実施する。

4 エイズ対策の推進体制

この基本方針に基づいてエイズ対策を全庁で総合的に推進するため、年度ごとに実施計画を策定する。推進に当たっては、関係局で構成する「東京都エイズ対策推進会議」で調整を行い、学識経験者からなる「東京都エイズ専門家会議」と十分に連携を図りながら進めていく。

なお、基本方針は、医療の進歩や社会状況の変化に応じて見直すこととする。

5 区市町村、国、民間団体等との協力

エイズ対策を推進するには、区市町村はもとより国や近隣自治体との連携を深め、民間団体とも協力して、多面的な視点から取り組んでいくことが重要である。

(1) 区市町村との連携

都と区市町村が、相互に連携・協力して施策を充実する。

(2) 近隣自治体との連携

他府県や近隣自治体と定期的に情報交換・協議を行いながら、施策の推進を図る。

(3) 国への働きかけ

治療法の研究開発、全国的な医療体制の充実、HIV感染者への公的援助制度の整備などを国に働きかける。

(4) 民間団体との協働

民間団体に対しては、自主的な取組を前提にその活動を支援し、行政と民間とが協働して、施策の効果を高めていくように努める。

